

### 6.3.4 【重点施策】財源の確保

#### 背景・課題

- ⌘ 本市の財政状況は、公共下水道事業、農業集落排水事業とも、収益的収支不足分に対し一般会計からの基準外繰入金で補てんし、収支バランスをとっています。資本的収支についても内部留保資金が不足している状況で、一般会計からの繰入金や他会計からの借入金で補てんすることで収支バランスをとっています。
- ⌘ 令和 2 年度（2020）に使用料を改定し、令和 3 年度（2021）に施行しました。
- ⌘ 公共下水道使用料は、改定後も府内で安価となっています。
- ⌘ 令和 5 年度（2023）の経費回収率は 107%となり、100%を上回っていますが、汚水処理費用の動向なども踏まえて引き続き使用料の検証を行う必要があります。
- ⌘ 農業集落排水事業の使用料収入は、区域内人口の減少に伴い、減少傾向です。
- ⌘ 令和 7 年度（2025）以降、公共下水道事業は、汚水処理に係る費用の上昇などにより使用料で賄えなくなる見通しです。

#### 実施方針・目標

国からの補助金や企業債により、資本的収入の財源の確保に努めます。  
公共下水道事業の使用料については、汚水処理費を賄えるよう改定を行い、  
経費回収率 100%以上を目指します。

##### 【目標】

経費回収率（%）  
(公共下水道事業)

平成 30 年度  
(2018)

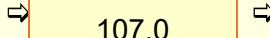
80.0

令和 5 年度  
(2023)

107.0

令和 11 年度  
(2029)

100



## 具体的な取り組み

### ● 使用料の改定

公共下水道事業については、今後も汚水処理費を使用料で賄えるよう料金を見直し、経費回収率100%以上を目指します。

### ● 補助金の確保

改築に対する国庫補助金の継続のため、京都府や他市町とともに、引き続き国への働きかけを行い、財源の確保に努めます。

### ● 企業債の活用

企業債を活用し、資本的収入の財源確保を図ります。

## 6.3.5 【重点施策】料金体系の見直し

### 背景・課題

- ❖ 令和2年（2020）に料金体系を見直し、令和3年（2021）7月から施行しました。
- ❖ その後、流域下水道で処理する水量の増加や昨今の物価高騰などによる流域下水道維持管理費の上昇によって、流域下水道費が増加してきており、令和7年度（2025）以降、毎年1～2億円の赤字が発生する見通しです。

### 実施方針・目標

水道料金体系を考慮した使用料金体系に令和3年（2021）に改定することで目標を達成しましたが、今後も安定した下水道事業経営のため、収支均衡の取れた料金体系を目指します。

## 具体的な取り組み

### ● さらなる料金体系の見直し

安定した下水道のサービスを持続するために、さらなる下水道使用料改定の検討を進めます。

### 6.3.6 【重点施策】柔軟な組織機構への検討

#### 背景・課題

- ⌘ 令和 6 年度（2024）現在、下水道に従事している職員は、事務職員 5 人、技術職員 5 人となっています。
- ⌘ 下水道整備が完了間近となり、一時と比べて施設の新設の業務が減少してきましたが、今後は、改築・更新を含め維持管理業務が増大することが想定されます。
- ⌘ 一方で、下水道事業に従事する職員数は事務事業量の減少に伴い、近年減少傾向にあります。

#### 実施方針・目標

上下水道課を含めて上下水道部として一体的な組織運営を行い、業務量の標準化を行います。

#### 具体的な取り組み

##### ● 組織改革

下水道業務と上水道業務について洗い出しを行い、類似する業務項目を共同化、統一化することにより、効率的に業務を実施する体制を目指します。

### 6.3.7 技術者の確保

#### 背景・課題

- ⌘ 下水道整備が完了間近となり、一時と比べて施設の新設の業務が減少してきましたが、今後は、改築・更新を含め維持管理業務が増大することが想定されます。
- ⌘ ベテラン職員の技術・ノウハウを組織的に継承していく、下水道事業を担う人材の育成に努める必要があります。
- ⌘ 令和5年（2023）6月には国が「PFI/PPP 推進アクションプラン」（令和5年改定版）を公表し、この中でコンセッションへと段階的に移行するための官民連携方式「管理・更新一体マネジメント方式」（いわゆるウォーターPPP）も提示されました。

#### 実施方針・目標

今後は、退職による人員減を補充する適切な人員確保と職員再任用制度を活用し技術継承と下水道職員の早期の育成に努めます。また、人員確保と並行して、各種業務の共同実施や共同委託等の広域連携・官民連携について、今後導入可能性検討を実施し、職員不足への対応を図ります。

#### 具体的な取り組み

##### ● 官民連携の検討

職員不足への対応として、下水管路施設の維持管理について、ウォーターペンギン等官民連携の導入可能性について検討を行います。

##### ● 広域連携（業務の共同実施・共同委託）の検討

近隣の流域下水道に接続している自治体は、供用開始時期がほとんど同じ時期であるなど、汚水処理の状況に関して本市との類似点が多くあります。これらの近隣自治体との維持管理に関する業務の共同化について、共同発注の実現性と効果を検討します。

## 第7章 事業計画の概要とフォローアップ

### 7.1 事業計画の概要

11ある実施方策のスケジュールを表7.1に示します。

表7.1 実施施策のスケジュール

#### 快適：快適な暮らしを支える下水道

実施施策	具体的な取り組み	実施スケジュール		数値目標（R11）			現況	実績値				目標値
		前期 R2～R6	後期 R7～R11	指標名	単位	目標値		H30 (2018)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	
水洗化率の向上 【重点施策】	水洗化の啓発活動			水洗化率 (公共)	%	98.9	96.8	97.0	97.2	97.2	97.3	98.9
下水道整備 困難地区の検討	関係機関協議の促進 合併浄化槽整備を視野に入れた汚水処理整備の完了			整備困難 箇所数	箇所	15	20	20	20	18	17	15

#### 安定：いつでも使える下水道

実施施策	具体的な取り組み	実施スケジュール		数値目標（R11）			現況	実績値				目標値
		前期 R2～R6	後期 R7～R11	指標名	単位	目標値		H30 (2018)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	
老朽設備や老朽 管の改築・更新 【重点施策】	ストックマネジメント 計画の策定（改定） 計画に基づく、点検・調査の 実施、並びに対策工事の実 施	R1策定 		道路陥没 箇所数	箇所	0	0	0	0	0	0	0
施設や 管路の耐震化	下水道施設の耐震化の推進 下水道BCPの改定			—	—	—	—	—	—	—	—	—

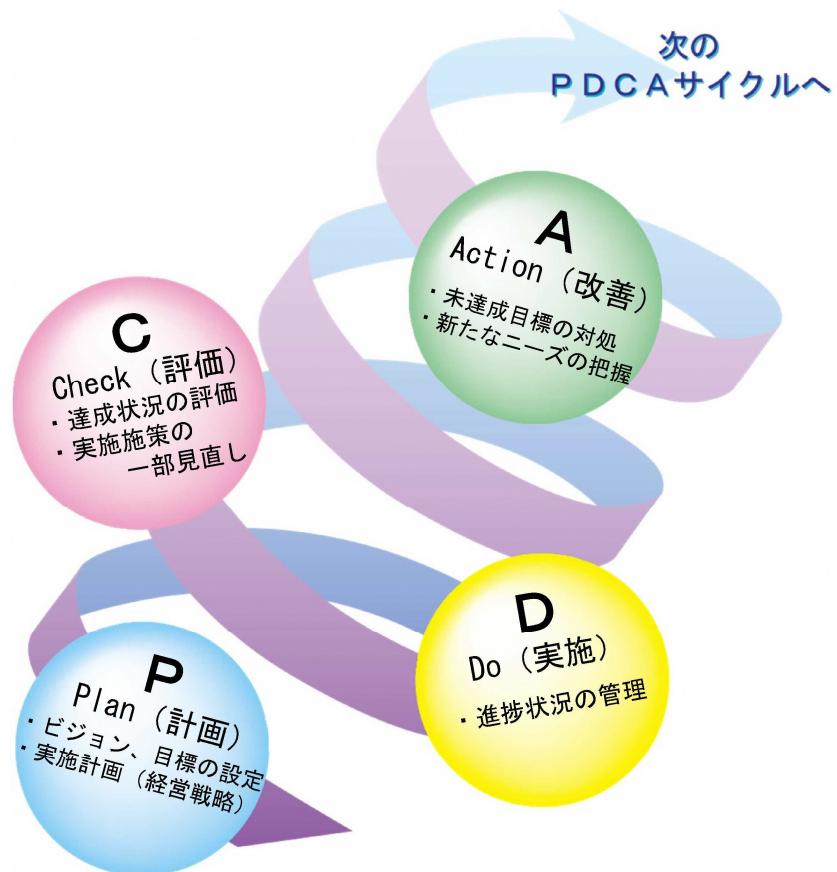
#### 持続：いつまでも使いづけられる下水道

実施施策	具体的な取り組み	実施スケジュール		数値目標（R11）			現況	実績値				目標値
		前期 R2～R6	後期 R7～R11	指標名	単位	目標値		H30 (2018)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	
効率的な 資産管理 【重点施策】	ストックマネジメント の実践			—	—	—	—	—	—	—	—	—
浸入箇所対策	浸入箇所調査 管路の改築・更新、 修繕の実施			有収率 (公共)	%	90.0	89.9	88.6	89.1	91.9	86.2	90.0
農業集落排水 事業の効率化	最適化構想（長寿命化計 画）の推進 再編計画の検討	R1策定 		—	—	—	—	—	—	—	—	—
財源の確保 【重点施策】	使用料の改定 補助金の確保 企業債の活用	R2改定 		経費回収率 (公共)	%	100.0	80.0	78.5	95.9	107.4	107.0	100.0
料金体系の 見直し 【重点施策】	料金体系の見直し	R2改定 		—	—	—	—	—	—	—	—	—
柔軟な組織 機構への検討 【重点施策】	組織改革			—	—	—	—	—	—	—	—	—
技術者の確保	官民連携の検討 広域連携（業務の共同実 施・共同委託）の検討			—	—	—	—	—	—	—	—	—

## 7.2 ビジョンのフォローアップ

『京田辺市下水道ビジョン』は本市下水道事業が10年先にめざす目標を定めたマスタープランとして、令和2年(2020)に策定しました。また、目標年次（令和11年度（2029）の中間となる令和6年度（2024）に、それまでの進捗状況などを踏まえて内容を一部見直しました。

今後もビジョンでは、PDCAサイクルで実施方策の進捗管理、事後評価、改善点の検討を行い、次期ビジョンへ改善点を反映させていきます。



Plan (計画の策定)	ビジョンに沿った実施計画（経営戦略）を立案します。
Do (事業の推進)	業務指標等を活用して、各実施方策の進捗状況を管理します。
Check (目標達成状況の確認)	目標の達成状況を評価します。
Action (改善の検討)	未達成目標や新たなニーズへの対応を検討し、次期ビジョンの策定を行います。

## 資料1（用語集）

### <あ行>

維持管理費 いじかんりひ	日常の下水道施設の維持管理に要する費用のこと。具体的には、人件費、施設補修費、管渠清掃費、処理場やポンプ場の運転に係る動力費、薬品費などがある。また、流域関連公共下水道の場合には、流域下水道の維持管理に対して支払う流域下水道費も含まれる。
一般会計繰入金 いつばんかいけいくりいれきん	公営企業の目的である事業の遂行に必要な財源として、一般会計から繰り入れられた資金のこと。基準内繰入金は、一般会計が本来負担すべき経費の考え方を、総務省が「繰出基準」として示している基準に基づくもの。基準外繰入金は、公営企業の財源不足を補てんするため、基準内繰入金以外の経費を対象とした繰入金のこと。
えすえす SS	水中に懸濁している物質をいい、コロイドの様な小さな粒子から比較的大きい粒子まで種々の形態で存在する。水質汚濁の重要な指標の一つ。
塩化ビニル管 えんか びにる かん	塩化ビニル樹脂を主原料とし、安定剤、顔料を加え、加熱した押出し成形機によって製造したもの。この管は、耐食性・耐電食性に優れ、軽量で接合作業が容易であるが、反面、衝撃や熱に弱く、紫外線により劣化し、凍結すると破損しやすい。なお、衝撃に強い耐衝撃性硬質塩化ビニル管もある。
汚水処理費 おすいしょりひ	汚水処理に要した費用のことであり、維持管理費と資本費（減価償却費及び支払利息）に分けられる。

### <か行>

改築・更新 かいちく こうしん	改築とは、施設の全部または一部を再建設あるいは取替えを行うこと。更新とは、耐用年数に達した施設や設備について再建設あるいは取替えを行うこと。
合併浄化槽 がっぺいじょうかそう	し尿及び生活雑排水（台所・洗濯・風呂等の排水）を処理し、公共下水道以外に放流するための施設。
企業債 きぎょううさい	地方公営企業が行う建設改良事業等の財源として起こす地方債のこと。
行政区域内人口 ぎょうせいくいきないじんこう	本市に住民票の登録のある人口のこと。
供用開始 きょうようかいし	下水道の供用を開始すること。公共下水道管理者は、処理区等所定の事項を公示し、関連図書を住民の縦覧に供さなくてはならない。
繰入金 くりいれきん	一般会計繰入金のこと。
経営戦略 けいえいせんりゃく	各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。その中心となる「投資・財政計画」は、施設、設備に関する投資の見通しを試算した計画（投資試算）と、財源の見通しを試算した計画

	(財源試算)で構成され、投資以外の経費も含めたうえで、収支と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画となっている。
げすいどうびーるーぴー <b>下水道BCP</b>	平時から災害に備え、災害時における下水道機能の継続・早期回復を図るためにの計画。大規模な災害、事故等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、たとえ中断したとしても復旧すべき目標最適時間を設定し、業務の継続ができるようにするためのもの。
げんかしょくきゃくひ <b>減価償却費</b>	取得した固定資産を使用することによって生じる経済的価値の減少を費用として換算するもの。費用の項目に計上するが、実際の支払行為は発生せず、内部留保資金として蓄えられ、老朽化した資産の更新費用等に使用する。
けんせつかいりょう <b>建設改良</b>	固定資産の機能を高めるもの、あるいは当該資産の耐用年数を延長させるもの。
こういきれんけい <b>広域連携</b>	経営基盤の強化や経営の効率化を図ることを目的として、近隣の団体と連携すること。
こうえいきぎょう <b>公営企業</b>	地方公共団体が直接、公共の利益を目的として経営する企業のこと。
こうえいきぎょうかい <b>公営企業会計</b>	民間企業と同様の会計基準に基づき、サービスの提供と資産の運用を行う。また、その経営に要する経費は、経営に伴う収入（使用料）をもって充てる独立採算制が原則とされる。
こうきょううげすいどうじぎょう <b>公共下水道事業</b>	主として市街地における下水を排除する下水道で、市町村が建設し、管理している。終末処理場を有するものを、「単独公共下水道」、終末処理場を有せず流域下水道に接続するものを「流域関連公共下水道」と呼ぶ。
こうきょうようすいき <b>公共用水域</b>	水質汚濁防止法によって定められる公共利用のための水域、水路のこと。河川、湖沼、沿岸海域、用水路などがある。
こーほーと ょういんほう <b>コードト要因法</b>	同期間に出生した人口集団が、その後転出、転入、死亡等の要因でどのように変化するか予測する方法。
こっこほじょきん <b>国庫補助金</b>	下水道事業の財源として、国から補助される資金。

## <さ行>

しほんてきしゅうし <b>資本的収支</b>	収益的収支に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出のこと。
しほんひへいじゅんかさい <b>資本費平準化債</b>	施設の利用期間で企業債の償還額を平準化させ、利用者負担の世代間不公平を軽減させるための企業債。
しゅうえきてきしゅう <b>収益的収支</b>	企業の経常的経営活動に伴って発生する収入（収益）とこれに対応する支出（費用）のこと。収益的支出には減価償却費等のように現金支出を伴わない費用も含まれる。
しううかんきん <b>償還金</b>	企業債を借り入れた際の返済額のうち、元金部分の返済額のこと。

しょりょうたんか <b>使用料単価</b>	有収水量 1m <sup>3</sup> あたりの使用料収入のこと。値が低いほどお客様の負担は小さいが、一方で下水道事業の経営は悪化する。理想は使用料単価が低く、経費回収率（使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標）が100%を超えている状態である。
しょりくいきないじんこう <b>処理区域内人口</b>	下水道が使える区域に住んでいる人口のこと。
しんくう <b>真空ステーション</b>	真空式下水道収集システムを構成するもの。 真空式下水道収集システムは、管路内に発生させた真空と大気との差圧により、汚水を空気と混合して搬送するシステムであり、真空弁ユニット、真空管路、真空ステーションから構成される。
しんげすいどう <b>新下水道ビジョン</b>	下水道の使命、長期ビジョンと各主体の役割を示した「下水道の使命と長期ビジョン」と、長期ビジョンを実現するために今後10年程度の目標及び具体的な施策を示した「下水道長期ビジョン実現に向けた中期計画」を掲げるもので、下水道政策研究委員会の審議を経て、国土交通省が平成26年（2014）7月に策定・公表している。
しんにゅうすい <b>浸入水</b>	汚水管路破損箇所から流入する地下水や、排水設備の誤接続により汚水管に流入する雨水等のこと。
すいせんかじんこう <b>水洗化人口</b>	処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口のこと。
すいせんかりつ <b>水洗化率</b>	下水道の処理区域内人口に対する水洗化人口の割合。
ストック マネジメント	持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。
せいかつようげんたんい <b>生活用原単位</b>	用途別有収水量の一つである生活用水を給水人口1人当たりに換算したもの（L/人/日）。

### ＜た行＞

たいしんか <b>耐震化</b>	地震が発生しても施設の被害を最小限にとどめ、施設の機能を維持できるよう対策すること。
たいようねんすう <b>耐用年数</b>	本来の用途に使用できると思われる推定年数のことであり、実際に使用できる期間ではない。なお、耐用年数には、減価償却費を算出するための「法定耐用年数」や、国が設定した「標準耐用年数」などがある。
ちようきまえうけきんれいにゅう <b>長期前受金戻入</b>	固定資産取得の財源となった補助金などについて、原価償却に見合った額を収益化した会計処理上の収益のこと。
ちようじゅみょうかけいかく <b>長寿命化計画</b>	下水道施設の劣化等に起因する事故や機能停止を未然に防ぐため、施設の延命化を含めた改築・更新対策のこと。
どうろかんぼつ <b>道路陥没</b>	下水管路等の破損により道路中の土砂が下水管路内に流出し、舗装面が落ち込んでしまうこと。

## <な行>

<b>内部留保資金</b> ないぶりゅうほしきん	地方公営企業の補てん財源として使用しうる、企業内部に留保された資金のこと。具体的には、損益勘定留保資金（減価償却費）、繰越工事資金、利益剰余金処分額（積立金）など。
<b>農業集落排水事業</b> のうぎょうしゅうらくはいすいじぎょう	農業集落における農業用排水の水質保全などを目的として、各家庭から出た汚水を処理する下水道のこと。下水道類似施設に分類され、農林水産省の所管となる。

## <は行>

<b>BOD</b> びーおーでーいー	河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によつて無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のこと、単位は一般的に mg/L で表わす。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。
<b>P D C A サイクル</b> ぴーでいしーるー	品質管理の手法であり、P（Plan：計画）→D（Do：実施）→C（Check：確認）→A（Act：改善）のサイクルで作業を実施して、次の P（Plan：計画）につなげることで継続的な業務改善を行っていくものである。
<b>普及率</b> ふきゅうりつ	下水道事業の整備進捗状況を表わす指標であり、行政区域内人口に対する下水道使用可能な人口の割合。
<b>包括的民間委託</b> ほうかつてきみんかんいたく	民間事業者が下水道施設を適切に管理し、一定の要求水準を満足する条件で、下水道の維持管理について民間事業者の裁量に任せる発注方式のこと。

## <ま行>

<b>マンホールポンプ</b>	低い土地にある地域の汚水をマンホール内で地表付近へ揚水するための施設で、2 基のポンプで交互に運転している。
-----------------	--

## <や行>

<b>有収水量</b> ゆうしゅうすいりょう	下水道で処理する汚水量のうち、使用料収入の対象となる汚水量のこと。
<b>有収率</b> ゆうしゅうりつ	処理場で処理する汚水量に対する有収水量の割合。有収率が高いほど、使用料徴収の対象とすることができる浸入水が少なく、効率的である。
<b>予防保全</b> よぼうほせん	施設や設備の維持管理にあたり、不具合や故障が生じる前に、計画的に修繕等をする保全方法のこと。重大な事故発生や機能停止を未然に防ぎ、長期間使えるようにすることでライフサイクルコスト（施設などの新規整備・維持修繕・改築・処分を含めた総費用）の縮減につながる。

## <ら行>

<b>流域下水道</b> りゅういきげすいどう	流域下水道とは、複数の市町村からの下水を処理する下水道のことであり、主に都道府県が管理する。流域関連公共下水道は、流域下水道に接続する公共下水道のことであり、市町村が管理する。
<b>流域関連公共下水道</b> りゅういきかんれんこうきょううげすいどう	

## 資料2（京田辺市上下水道事業経営審議会）

### 審議会規程

○京田辺市上下水道事業経営審議会規程

平成26年3月28日

水道事業管理規程第3号

改正 平成30年4月1日公営企業管理規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、京田辺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年京田辺市条例第19号。以下「条例」という。）第4条第5項の規定に基づき、京田辺市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市民
- (2) 学識経験のある者
- (3) その他公営企業管理者（以下「管理者」という。）が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、管理者が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 審議会は、必要に応じて条例第4条第1項に掲げる事項について、管理者に提言することができる。

(小委員会の設置)

第5条 審議会は、必要があると認めたときは、小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会は、会長の指名する委員で組織する。
- 3 小委員会に委員長及び副委員長を置き、小委員会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、小委員会の会務を総理し、小委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 小委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの小委員会は、会長が招集する。
- 7 委員長は、会議の議長となる。
- 8 小委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、上下水道部総務企画担当課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年3月28日から施行する。

(京田辺市水道事業経営懇談会設置要綱の廃止)

2 京田辺市水道事業経営懇談会設置要綱（平成13年京田辺市水道事業告示第9号）は、廃止する。

附 則（平成30年4月1日公営企業管理規程第9号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(抜粋)

○京田辺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

昭和43年1月7日

条例第19号

改正 昭和45年10月7日条例第29号

昭和46年4月1日条例第5号

昭和46年12月28日条例第31号

昭和47年4月1日条例第15号

昭和55年8月4日条例第23号

昭和56年4月1日条例第19号

昭和61年7月1日条例第17号

平成元年12月27日条例第31号

平成2年3月30日条例第13号

平成5年3月31日条例第14号

平成8年12月26日条例第35号

平成9年3月31日条例第12号

平成12年12月27日条例第32号

平成13年3月30日条例第10号

平成14年3月29日条例第13号

平成14年9月13日条例第24号

平成15年3月28日条例第10号

平成15年10月1日条例第24号

平成16年9月30日条例第18号

平成18年3月31日条例第11号

平成19年3月27日条例第6号

平成22年12月24日条例第27号

平成23年12月26日条例第24号

平成26年3月28日条例第1号

平成28年9月28日条例第31号

平成29年12月25日条例第24号

平成30年3月28日条例第3号

令和2年9月29日条例第28号

令和2年12月24日条例第38号

令和3年3月29日条例第10号

令和5年12月22日条例第37号

令和6年3月29日条例第4号

#### (京田辺市上下水道事業経営審議会)

第4条 審議会は、管理者の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。

(1) 京田辺市上下水道事業の経営問題に関すること。

(2) 京田辺市上下水道事業の将来計画に関すること。

(3) その他京田辺市上下水道事業の健全な発展に関すること。

2 審議会は、管理者が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 審議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属	備考
第1号委員	奥田 豊	一般市民公募	
	津熊 祥典	一般市民公募	
第2号委員	山田 淳	立命館大学名誉教授	会長
	米田 泰子	京都ノートルダム女子大学名誉教授	副会長
	赤尾 聰史	同志社大学理工学部環境システム学科教授	
第3号委員	曾和 良広	京都府建設交通部公営企業管理監兼副部長	
	小長谷 敦子	小長谷公認会計士事務所	
	大崎 貴史	株式会社椿本チエイン本社部門統括 総務部京田辺工場 総務課長	
	玉井 和子	社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会 理事	
	寺本 綾乃	京田辺市商工会 女性部監事	

※京田辺市上下水道事業経営審議会規程第2条に示す第1号委員から第3号委員の順

※各号内で順不同

## 実施スケジュール

第1回 令和5年(2023) 7月11日(火)

第2回 令和6年(2024) 2月 5日(月)

第3回 令和6年(2024) 6月 5日(水)

第4回 令和6年(2024) 12月 3日(火)

第5回 令和7年(2025) 2月 12日(水)

第6回 令和7年(2025) 5月 29日(木)

第7回 令和7年(2025) 7月 8日(火)

※場所は、京田辺市上下水道部事務所2階大会議室

## 資料3（京田辺市下水道ビジョン〈素案〉に係る

### パブリックコメントの結果)

#### 結果概要

- (1) 意見募集期間 令和7年3月21日（金）から令和7年4月21日（月）まで
- (2) 意見募集方法 持参、郵送又は電子メール
- (3) 意見提出者 2名
- (4) 意見の数 2件
- (5) 意見への対応内訳

対応区分	件数
計画に追加又は修正するもの（追加・修正）	1件
計画に趣旨を記載済みのもの（趣旨記載）	0件
計画の実施段階で参考とするもの（参考）	0件
その他	1件
合計	2件

整理番号	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
1	<p>下水道事業の財源確保の必要性は理解出来ましたが、下水道ビジョンのP64【重点施策】料金体系の見直しが（目標達成）となっています。これは前回の料金改定のことでしょうか。</p> <p>陥没事故に繋がるようなことの無いように、引き続き管路の点検業務を進めて頂きますようよろしくお願いします。</p>	追加・修正	<p>本市では、八潮市での陥没事故が起きる前から、老朽化対策としてストックマネジメント計画に基づき、令和3年～令和6年の4年間で市内全域の下水管路について、重要管路はTVカメラを入れ、それ以外はマンホールから手鏡で確認するなど調査しました。結果として、事故につながるような大きな腐食や損傷は確認されず、概ね良好な状態ということが確認できました。このような市民の安全につながる取組みを今後も継続して実施してまいります。</p> <p>また、下水道ビジョンのP64については、ご指摘のとおり令和3年7月1日からの公共下水道使用料改定を指して（目標達成）と表記しておりました。</p> <p>ただし、下水道ビジョンのP45の図4.9に示すとおり、流域下水道で処理する水量の増加や昨今の物価高騰などによる流域下水道維持管理費の上昇によって流域下水道に支払う流域下水道費が増加してきており、令和7年度（2025）以降、毎年1～2</p>

整理番号	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
			<p>億円の赤字が発生する見通しです。</p> <p>このため、安定した下水道のサービスを維持するためには、新たに下水道使用料改定を検討する必要があります。この点を踏まえて文章表現は次のように修正いたします。</p> <p>「6.3.5 【重点施策】料金体系の見直し [背景・課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和2年（2020）に料金体系を見直し、令和3年（2021）7月から施行しました。</li> <li>• その後、流域下水道で処理する水量の増加や昨今の物価高騰などによる流域下水道維持管理費の上昇によって、流域下水道費が増加してきており、令和7年度（2025）以降、毎年1～2億円の赤字が発生する見通しです。</li> </ul> <p>[実施方針・目標]</p> <p>水道料金体系を考慮した使用料金体系に令和3年（2021）に改定することで目標を達成しましたが、今後も安定した下水道事業経営のため、収支均衡の取れた料金体系を目指します。</p> <p>[具体的な取り組み]</p> <p><b>●さらなる料金体系の見直し</b></p> <p>安定した下水道のサービスを持続するために、さらなる下水道使用料改定の検討を進めます。」</p>
2	<p>上下水道料金が府内で一番安価であることを維持できていたことについては、昔の分担金での貯金があったからなのですね。</p> <p>昨今の管渠の老朽化による陥没事故や、水質の管理にも今まで以上に費用がかかると思います。</p> <p>次の世代に課題を残さないように料金改定はやむを得ないと感じますが、なるべく急激な値上げとにならないように期待しています。</p>	その他	<p>ご認識のとおり、過去急速に進んだ宅地開発に対し、水源確保や施設強化に充てる財源として、従来からの利用者と新規利用者との間で負担の公平性を図るため、水道を新規利用する際に分担金を徴収し、拡張事業等の財源や給水原価で大きな割合を占める受水費への補てんとして活用してきました。</p> <p>今後も分担金を原資とする基金を積極的に活用し、安価な上下水道料金となるように努めてまいります。</p>

## 資料4（答申書）

令和7年（2025年）7月8日

京田辺市公営企業管理者職務代理者

上下水道部長 上杉 直彦 様

京田辺市上下水道事業経営審議会

会長代理（副会長） 米田 泰子



京田辺市水道・下水道ビジョン、水道・下水道事業経営戦略  
の改定について（答申）

令和5年（2023年）7月11日付、京経第316号で諮問のありました京田辺市水道・下水道ビジョン、水道・下水道事業経営戦略の改定について、本経営審議会は、延べ7回にわたり会議を開催し、慎重に議論を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申するとともに、留意すべき事項について附帯意見として申し添えます。

## 1. 答申

### (1) 京田辺市水道ビジョンについて

京田辺市水道ビジョンでは、水道事業の『安全』、『強靭』及び『持続』を目標とし、目標を実現するための各種施策について、これまでの取組みを振り返るとともに、将来動向も踏まえて議論を行いました。

主要な論点は「大住浄水場の廃止」及び「水道料金のあるべき姿」であり、「大住浄水場の廃止」では、老朽化した大住浄水場の廃止に合わせて、長期的にみて水質面での懸念がある大住水源地も廃止し、新たな水源（井戸）の確保や京都府営水道の積極的な活用で対応するということを確認しました。

また、「水道料金のあるべき姿」では、これまで分担金を原資とする基金を取り崩すことで京都府下でも低い水道料金を維持してきましたが、今後の水需要動向や水道施設の更新需要増加に伴い、基金に頼ることなく、水道料金を主たる自己財源として、持続可能な経営を目指すという方向性を確認しました。

それぞれ今後の京田辺市水道事業の『安全』、『強靭』、『持続』に対して不可欠な取組みであり、その他の施策推進も含めて妥当な内容であると判断します。

### (2) 京田辺市下水道ビジョンについて

京田辺市下水道ビジョンでは、下水道事業の『快適』、『安定』及び『持続』を目標とし、目標を実現するための各種施策について、これまでの取組みを振り返るとともに、将来動向も踏まえて議論を行いました。

主要な論点は「突発的な事故への備え」及び「財源の確保」です。「突発的な事故への備え」では、令和7年1月に埼玉県八潮市で下水管路の老朽化を原因とする道路陥没事故が発生しましたが、事故以前から京田辺市下水道事業では、ストックマネジメント計画に基づき管路の点検・調査及び改築・更新を実施しており、事故への備えが十分に行われていることを確認しました。

また、「財源の確保」では、公共下水道使用料金の改定（令和2年12月条例一部改正、令和3年7月施行）を行いましたが、使用料改定時の想定を超える急激な物価上昇等に伴って、令和7年度から収支不足となる見通しとなっています。このため、国庫補助金や企業債による財源確保に努めるとともに、下水道使用料の見直しを検討し、財源の確保を目指していくという方向性を確認しました。

京田辺市下水道事業は平成30年度に地方公営企業法を適用し、官庁会計から公営企業会計に移行してからの月日も短いため、十分な自己資金を確保できており、安定した経営を行うための財政基盤を形成することが最優先です。その他の施策推進も含めて妥当な内容であると判断します。

### (3) 京田辺市水道事業経営戦略について

京田辺市水道事業経営戦略では、中長期的な更新需要を見通すとともに、令和11年度までの投資計画と財政計画の検討を行いました。

投資計画では、大住水源地及び大住浄水場の廃止と廃止に伴う新たな水源整備事業、耐震化も含めた施設更新事業や管路更新事業を計画しており、特に計画期間中に配水池の耐震化率は100%を目指すものとなっています。

財政計画では、更新や耐震化等での投資増加に加えて、物価上昇等の要素も加味することで、今後支出が増加するものと見通しています。このため、財源として料金調整基金や建設基金を積極的に活用するとともに、現世代と将来世代の負担公平性も踏まえて企業債の新規借り入れを行うことで対応しますが、収益的収支は令和9年度以降に単年度赤字が発生する見通しです。ただし、過年度からの繰越利益剰余金があるため、計画期間中に累積赤字が発生することはない状況であることを確認しました。

上下水道一体での資金活用（水道事業から下水道事業への貸付）を行いつつも、計画期間中は必要な内部留保資金を確保し、累積赤字も発生させることのない計画となっており、妥当な内容であると判断します。

### (4) 京田辺市下水道事業経営戦略について

京田辺市下水道事業経営戦略では、水道事業と同様に中長期的な更新需要を見通すとともに、令和11年度までの投資計画と財政計画の検討を行いました。

投資計画では、ストックマネジメントの考え方に基づいて、管路の改築更新費等を一定額見込むものとなっています。

財政計画では、国庫補助金や企業債を活用することで収支均衡を目指すこととしていますが、急激な物価上昇等に伴って、令和7年度から資金不足となる見通しであるため、水道事業からの貸付を行うことで、現行計画期間内の資金不足を補う計画としていますが、喫緊の課題として早急に料金のあり方について検討する必要があります。

料金のあり方の検討にあたっては、すでに職員体制等を含めて合理化を図ってきている中で、今以上の削減を行うことは維持管理水準の低下につながり、ひいては道路陥没等の重大事故につながります。市民の安全を守るため、平時から調査・点検といった維持管理を適切に行っていくためには、市民も一体となって下水道経営を支えていかなければならず、妥当な内容であると判断します。

## 2. 附帯意見

### (1) 水道料金及び下水道使用料の改定について

水道料金について、経営戦略の財政シミュレーションでは、計画期間中に収支不足となり、過年度の未処分利益剰余金で不足分を補てんすることで、累積赤字とならない結果であるが、中長期的な更新需要の増加を勘案すると、早い段階での改定が必要となる可能性が十分あり、厳しい経営状況にあるという点を意識するべきです。また、料金の検討においては、現行の水道料金が改定されてから長い年月を経ていることを踏まえ、今後の水道利用状況に応じて料金体系も検討していかなければなりません。

については、水道事業の財政状況を丁寧に市民に発信とともに、料金改定の検討を計画期間中から始めることを望みます。

下水道使用料についても、経営戦略の財政シミュレーションでは、計画期間の見直し当初から資金不足と収支の悪化となり、水道事業会計からの資金の借り入れにより経営が成り立っているように見えますが、昨今の物価高騰等を考えると、経営状態の改善を行わなければならないと考えます。

については、料金の検討について早急に行わなければならない段階であることはいうまでもなく、水道事業と同様に財政状況を丁寧に市民に発信すると共に改定に向けた検討を計画期間中に始めることを望みます。

### (2) 市役所一体での災害対策について

令和6年能登半島地震を踏まえて、国では上下水道システムの急所となる施設の耐震化や避難所など重要施設に係る上下水道管路の一体的な耐震化を全国の上下水道事業者に求めています。京田辺市としても上下水道ともに施設や管路の耐震化を重要な施策として計画内に位置づけ、積極的に取組んでいくこととしています。

ただし、令和6年能登半島地震では、道路を塞ぐ瓦礫等が上下水道の復旧作業に大きな影響を与えました。このような点を鑑み、道路上に瓦礫等が発生しづらい街づくりを進めるなど、市長部局と一体となって災害対策に取り組むよう望みます。

### (3) 広域連携や官民連携の取組みについて

京田辺市上下水道事業では、職員数の確保や技術の継承が重要な課題となっています。これは京田辺市に限らず全国共通の課題となっています。

上下水道サービスを持続するため、上下水道それぞれのビジョン及び経営戦略では、広域連携や官民連携も含めた対応を位置づけていますが、広域連携は関

係者が多いこともあるて共通の利益が見出しにくく、官民連携も京田辺市の規模では担い手となる民間事業者が見つからない状況となっています。

しかし、対応が遅れると今後の人口減少に伴って、課題はさらに深刻化します。両連携を個々で考えるのではなく、一部業務の民間委託を近隣市町と共同発注するなど広域連携と官民連携を複合的にとらえ、積極的な検討を望みます。

#### (4) ビジョン等のフォローアップについて

上下水道のビジョン及び経営戦略では、それぞれ PDCA サイクルで 3～5 年ごとに進捗を点検し、見直しを行うこととしていますが、本経営審議会が始まった令和 5 年 7 月以降の出来事を見ると、令和 6 年 1 月の能登半島地震や令和 7 年 1 月の埼玉県八潮市で起きた道路陥没事故、最近でも令和 7 年 4 月に京都市で水道の老朽管破損による漏水事故が発生しました。また、有機フッ素化合物についても令和 8 年 4 月から水質基準項目に位置づけられることとなっています。

このように上下水道を取り巻く社会環境は目まぐるしく変化していることを踏まえると、ビジョン等の内容を逐次点検し、3～5 年という期間にとらわれず、必要に応じて改定することを望みます。



## 京田辺市下水道ビジョン (中間見直し)

発行／令和 7 年（2025）7 月

京田辺市 上下水道部

〒610-0332 京都府京田辺市興戸大伏 18 番地 1

TEL. 0774-62-0414 FAX.0774-63-4783

URL. <https://www.city.kyotanabe.lg.jp/>